

令和 5 年度春学期授業料免除 新規申請手順

対象：2019 年以前入学の学部生うち、

日本学生支援機構の給付奨学生ではない学部生

【申請にあたっての連絡事項】

- ・学部生（日本人・日本永住者）の授業料免除は日本学生支援機構の給付奨学生を対象としたものですが、2019 年以前入学生は、大学基準による授業料免除（経過措置）にも併せて申請することができます。
- ・「2020 年以降入学の学部生」「大学院生」「特別専攻科生」「私費外国人留学生」「日本学生支援機構の給付奨学金に採用されている学部生（区分外を含む）」は申請方法が異なりますのでご注意ください。

1 日本学生支援機構・給付奨学金の申込資格等を確認します。

[日本学生支援機構HP](#)を参照し「申込資格」「学力基準」「家計基準」を満たすか、確認してください。以下の要件については、忘れずに確認してください。

今までに一度も休学をしていない場合、標準修業年限（48ヵ月）超過で申込不可となる可能性がありますので、申請前に学生課3番窓口までご相談ください。

●進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格

「大学等への入学時期等に関する要件」「（外国籍の方）在留資格等に関する要件」を満たしていること。（他の大学等で同制度の給付奨学生に採用されていないこと）。

●採用基準 資産基準を満たしていること。

[進学資金シミュレーター](#)（シミュレーションで基準外でも採用となる場合があります。）

2

申請書 [A 様式 1] を学生課 3 番窓口で作成し提出します。

提出物：[A 様式 1] 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

提出期限：令和 5 年 3 月 6 日（月）16 時 15 分

3

給付奨学金の新規申込を必ず行います。

（3 月下旬に[東京学芸大学奨学金HP](#)公開予定）

【その他連絡事項】

☆申請の受理通知は **3 月下旬を目途**に学芸ポータルの個人宛のお知らせにお送りします。受理通知が届かない場合は、その旨担当までご連絡ください。

☆授業料免除の審査結果は、給付奨学金の審査が完了した後にご連絡します（**7 月末頃**予定）。

☆授業料徴収猶予の希望、新型コロナウイルスによる家計急変、被災による収入減、その他ご不明点等がある場合は、以下問合せ先までご相談ください。

【問い合わせ先】 東京学芸大学 学生課 授業料免除担当（学生課 3 番窓口） 電話：042-329-7186